◎新潟県病院局告示第8号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定 (昭和46年7月新潟県病院局告示第6号) の一部を次のように改正し、 平成26年7月1日から実施する。

平成26年7月1日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
病院名 診療科目 新潟県立妙高病院 内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、神経内科 (略)	病院名 診療科目 新潟県立妙高病院 内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、神経内科